

被災者生活支援情報

被災者支援情報ダイヤルの終了

1 1月末をもって、平成28年熊本地震に関する被災者支援制度のお問合せ先「被災者支援情報ダイヤル」（0120-013-572）を終了します。

1 2月以降のお問合せ先は、裏面の一覧記載の各制度担当課までお願いします。

災害援護資金貸付の申請期限を延長します

災害援護資金貸付の申請期限を平成29年3月31日まで延長します。

●対象となる方

- ・世帯主が重傷を負った場合
- ・住居が半壊以上の被害を受けた場合
- ・家財に1/3以上の損害があった場合

※ 所得制限があり、連帯保証人が必要です。

生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限を延長します

被災者生活再建支援金の基礎支援金（被災状況に応じて37.5万～100万円）の申請期限を平成30年5月13日まで延長します。

●対象となる方

- ・住居が大規模半壊以上の被害を受けた場合
- ・住居が半壊で、やむをえず解体する場合
- ・敷地被害により住居を解体する場合

問合せ先：生活再建支援課（096-328-2972）

平成28年12月の窓口開設状況

(1) 総合相談窓口及び併設窓口

| | 市役所14階大ホール | | 東区・西区・南区・北区役所 | |
|--|----------------|---------|--------------------------|---------|
| 総合相談窓口 | 月～金曜 9時～16時 | 9時～16時 | 月～金曜 | 9時～16時 |
| 災害弔慰金、災害見舞金、災害義援金、被災者生活再建支援金、災害援護資金の貸付 | | | | |
| 被災者住宅の応急修理 | | | | |
| 民間賃貸住宅借上げ（みなし応急仮設住宅） | | | | |
| 被災家屋の解体・撤去 | 予約券記載の日時 | | | |
| 住宅融資相談 | 月～金曜 | 10時～16時 | ●東区役所：月・火曜 ●南区役所：木・金曜 | 10時～16時 |
| 法律相談（弁護士） ※要予約（Tel:234-7499）（平日8時半～17時） | 火・木 | 9時～12時 | ※ 土曜・日曜・祝日は実施しておりません。 | |
| 法律相談（司法書士） ※予約不要 | 水・金曜 | 13時～16時 | | |

（裏面につづく）

(2) 主な支援制度窓口・問合せ先

| | 市役所 | 区役所 | | 総合出張所 | 問合せ先 |
|--|-----------------|------------|----------|-------|---|
| | | お住まいの区 | お住まいの区以外 | | |
| り災証明書（住家）の申請 | | ● | ● | ● | 各区役所福祉課 中央：096-328-2311 東：096-367-9127 |
| り災証明書（住家）の発行 | | ● | ● | | 西：096-329-5403 南：096-357-4129 北：096-272-1118 |
| 総合相談窓口 | | | | | 各区役所地域支え合いセンター 中央：096-328-2105 東：096-367-9267 西：096-329-2829 南：096-357-4757 北：096-272-1972 |
| 災害弔慰金、災害見舞金、災害義援金、被災者生活再建支援金、災害援護資金の貸付 | ● (14階) | ● | ● | | |
| 被災住宅の応急修理 | ● (14階) | | | | 被災住宅の応急修理ダイヤル 096-328-2118 |
| 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供 | ● (14階) | | | | 建築政策課 096-328-2438 |
| 被災家屋の解体・撤去の申請（予約券記載の日時） | ● (14階) | | | | 被災家屋解体ダイヤル 0120-946-153 |
| 市民税の減免 | | ● | ● | | 各区役所税務課 中央：096-328-2181 東：096-367-9138 西：096-329-1174 南：096-357-4143 北：096-272-1114 |
| 固定資産税の減免 | | ● | ● | | ※償却資産（課税管理課） 096-328-2195 |
| 国民健康保険料の減免 | | ● | ● | | 国保年金課 096-328-2290 |
| 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除 | | ● | ● | | 各区役所区民課 |
| 後期高齢者医療保険料の減免 | | ● | ● | | 中央：096-328-2278 東：096-367-9125 |
| 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除 | | ● | ● | | 西：096-329-1198 南：096-357-4128 北：096-272-6905 |
| 国民年金保険料の免除 | | ● | ● | | |
| 介護保険料の減免 | | ● | ● | | 各区役所福祉課 中央：096-328-2311 東：096-367-9127 |
| 介護保険サービス利用料の免除 | | ● (郵送可) | | | 西：096-329-5403 南：096-357-4129 北：096-272-1118 |
| 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除 | ● (障がい保健福祉課) | ● | ● | | |
| 保育所等保育料の減免 | ● (保育幼稚園課) | ● | | | 保育幼稚園課 096-328-2568 各区役所保健子ども課 中央：096-328-2421 東：096-367-9130 西：096-329-6838 南：096-357-4135 北：096-272-1104 |

※ 土曜・日曜・祝日の窓口開設はございません。